

## (研究覚書) 歌人鴨長明と説話

著者	田中 宗博
引用	百舌鳥国文. 2021, 30, P.177-194
URL	<a href="http://doi.org/10.24729/00017434">http://doi.org/10.24729/00017434</a>

(研究覚書) 歌人鴨長明と説話

田中宗博

はじめに

鴨長明がすぐれた説話記録者として、文学史に名を遺すこととなるのは、出家後齢五十を過ぎて後のことであつた。仏教説話集『発心集』はもとより、歌人・歌壇の多くの逸話を伝える『無名抄』そして『方丈記』もまたいくつもの説話を含むが、それらはすべて長明晩年の著述である。それでは、それ以前の長明と説話との関わりは、どのようなものであつたのか。もとより、散佚した紀行『伊勢記』を除くと、長明在俗時の散文は伝わっておらず、それを直接的に知る術はない。それでも、『鴨長明全集』にまとめられたテキスト群の中に、長明出家以前の説話との関わりを窺わせるものがなくはない。

ことは自ずと和歌と関わる。下鴨社家と疎隔を生じ、歌人として自己確立を目指した長明が、自詠の構想を支える説話を必要としたことは想像に難くない。事実、長明はかつて顕昭に向

かつて、自詠中の「せみのおがは」を「当社のゑんぎに侍り」と述べたが、そこには賀茂建角身命の鎮座説話が踏まえられていた。<sup>(1)</sup>これは、一例に過ぎない。隠者の境遇に身を投じる以前、歌人としての長明は、詠歌の資となる説話を、あれこれ模索したはずだ。それを窺わせる資料は決定的に少ないが、長明の遺した片言隻句の中から、僅かなりとも手掛かりを求めてみたい。

本稿で取り上げる話題は二つ。その一は「青蛭」なる虫の、夫婦の契りの深さを伝える説話であり、いま一つは、諏訪湖の「御神渡り」に関わる伝承である。推測と飛躍の多い論ともなるが、少しく愚案をめぐらせてみたい。

「青蛭」説話の考察

〔1〕

『発心集』に、以下のような記述がある。

或人ノ云ク、青<sup>1</sup>蛭ト云虫、夫婦契深キ事、諸ノ有情ニ勝レタリ。其証拠ヲ頭サントスル時、此虫ノ夫婦ヲ取テ、銭ニ文ニ別々ニ千付テ、市ニ出テ、此銭ヲ一ツツ、商人ノ物ニカエヌレバ、トカク軋々スル事、数モ不<sup>レ</sup>知。然ドモ其契深ニヨリテ、夕ニハ必本ノ如クニ、此銭賈ヌカレテ行合ト、云ヘリ。此故ニ、銭ノ一ノ名ヲ、青<sup>2</sup>蛭ト云ゾト。

これは、慶安四年板本（流布本）でいうと、巻第五第四話「亡妻現身、帰<sup>ニ</sup>来夫ノ家<sup>ニ</sup>事」の末尾に付された一条である。ただし右には、神宮文庫本（異本）巻第二所載の本文を掲げた。両本の記事に情報の過不足はないが、傍線部1「青<sup>1</sup>蛭」を慶安板本は「カゲロウ」とし、傍線部2の「青<sup>2</sup>蛭」も「蜻<sup>3</sup>蚊」とする。しかし「青<sup>1</sup>蛭」は、本来はカゲロウとは無関係の、和名を持たない虫のようだし、銭の一名を「青<sup>1</sup>蛭」あるいは「青<sup>2</sup>蛭」ではなく「蜻<sup>3</sup>蚊」とするのも不審だ。「青<sup>1</sup>蛭」をカゲロウとする解釈が入った、後代の本文である疑いが遺るので、ここでは神宮文庫本テキストに従う。

この説話の原拠について、現行の『発心集』諸注は、次の『搜神記』の記事を指摘する。

青<sup>1</sup>蛭

南方有蟲、名<sup>音</sup>蠖。蝸<sup>音</sup>。其形似蟬而差大。味辛美、可

食。每生子、必著草葉、大如蠶種。人得子以歸、則母即飛來就之、不以遠近、雖潛取、必知處。殺其母以塗錢、以其子塗貫、用錢貨市、旋則自還。

確かに『発心集』の「青<sup>1</sup>蛭」という虫をめぐる記事は、右『搜神記』と骨子を共有する。ただし、一読して明らかかなように、『搜神記』が伝えるのは「青<sup>1</sup>蛭」という虫の、母子の繋がりの深さであって「夫婦契深キ事」ではない。この点、訛伝の批難は免れようもない。ただ『発心集』は「青<sup>1</sup>蛭」説話を、相思相愛の夫を遺して早世した妻が、生死を隔ててなお現れたという話の後に掲げている。当然、「青<sup>1</sup>蛭」の契りの深さは、母子間ではなく、夫婦間のもでなければ付加する意味はない。ところで、長明は右の引用部に続けて、次のようにも記している。

虫ノイモセノ契ヲ注シテハ用ナケレドモ、加様ノ事ニ付テモ思ベシ。我ラ志ヲ深致シテ、仏法ニ値遇シ奉ラント願バ、ナドカ青<sup>1</sup>蛭ノ契ニ異ナラン。

なるほど、仏教説話集たる『発心集』に、「青<sup>1</sup>蛭」の「イモセノ契」を注することは「用ナ」きことであろう。しかし、そもそも説話本体の「亡妻現身、帰<sup>ニ</sup>来夫ノ家<sup>ニ</sup>事」は、「近<sup>キ</sup>世ノ不思議」として「叡山ノ澄憲法印」が、人に語った話であったと

いう。安居院流唱導の祖として、説法の名手と仰がれる澄憲の輩みに倣い、長明は「用ナケレドモ」あえて虫の話をつ加したわけで、その本意は仏法値遇への志の宣説にあつた。

さて本題はここからである。実態不明確な「青蚨」という虫の「イモセノ契」、それも原拠から逸れた訛伝らしき説話は、仏法値遇の志と結び付けねば、語るに足らない無用な伝承だつたかも知れない。しかし、長明の生きた院政期、このような虫の話に注目する人々が確實にいた。例えば、長明の歌道の師であつた俊恵の父、源俊頼の歌学書『俊頼髓脳』には、次のような記事がある。<sup>5)</sup>

ゐもりと云虫は、古き井などにとかげに似て尾ながき虫の、手足つきたるなり。これはもろこしの事なめり。こゝには虫はあれど、つくることなし。遠き所などに罷る時、かひなにつければ、洗ひのごひすれど落つることなし。ただ、男のあたりによる折に落つるなり。(…以下「ぬぐくつ」の説明略…)

これを要するに、イモリを捕まえて、その血を(女の)腕につけておくと、男と関係を持たない限り、洗つても拭つても落ちないというわけである。

実在の蟲類を殺し、その死体あるいは血を用いて一種の術を

行うと、人智を越えた神秘的な結果が生じる、そう抽象化する  
と、『発心集』所載「青蚨」説話と『俊頼髓脳』の記すイモリ  
の話には、非常に近いものがある。しかも、「青蚨」が本来中  
国の「南方有蟲」とされ、イモリの術も「もろこしの事」と特  
記されるように、ともに海彼の伝とされる点も共通する。

もとより俊頼は、この話を単独の説話として掲げるわけでは  
ない。本話の前には、次の三首の和歌があつて、その解釈・注  
釈として記されたものである。

わするなよたふさにつけしむしの色のあせるはひとにいか  
にこたへむ

返し

あせぬともわれぬりかへむもろこしのゐもりもまもるかき  
りこそあれ

ぬくゝつのかさなる事のかさなればゐもりのしるしいまは  
あらしな

この三首を、いつ誰が詠んだのかはわからない。<sup>6)</sup> 後出の『奥  
義抄』は「ぬくゝつ」の歌を、「今古人歌云」とするが、「三  
首とも当時流布していた説話に伴う伝承歌か」とするのが妥  
当なところだろう。もつとも「ゐもりのしるし」については、

『能因歌枕』にも記載があり、『赤染右衛門集』にも「虫の血を

つづして身にはつけずとも思ひそめつる色なたがへそ」の詠（八八）が載るので、その頃にはある程度歌人にも知られていたようではある。

結局、詠歌状況は未詳というしかないが、後者二首には、普通なら和歌に詠まれそうにないイモリが、それぞれ「あもりもまもる」「あもりのしるし」と七音一句を構成している点が注意される。この歌句を含む詠作例と、その表現を支える説話を知っておけば、類想の和歌を詠むことは容易くなるはずだ。そもそも『俊頼髓脳』は、高陽院泰子を読者に想定する、一種の和歌指南書の性格を有している。<sup>(9)</sup>初学の実作者にとつて、掲げられた説話は、詠作上使える知識であつたことは間違いない。

もちろん、イモリがそのまま歌題になることは、そうありそうもないが、「虫」題なら、『千載集』以降十四例が勅撰集にみられ、歌合では天徳三年（九五九）「斎宮女御徽子女王前裁合」を初見に「歌合歌題として度々用いられた」ことが知られている。<sup>(11)</sup>それが『六百番歌合』の頃になると、「寄〇〇恋」といった結題が一般化し、歌人は時に「寄虫恋」という題に依えて、和歌を詠むことを求められるようになった。『俊頼髓脳』が掲げる、このイモリ説話の類は、和歌実作上で有用性を増したはずだ。『無名抄』に『俊頼髓脳』の書名を掲げる長明もまた、

その教えを忝くする歌人の一人であつたらう。

『発心集』に載る「青蛭」説話も、もとは歌人の世界で「寄虫恋」の如き歌題に依えるため、模索された説話の類だつたのではないか。本来は、母子の契りが深い虫であつた「青蛭」が、「イモセノ契」深き虫へと読み換えられたのも、そう考えれば納得がいく。早い話、「寄虫恋」の歌題はあつても、「寄虫親子愛」というような題は考え難いからだ。

『発心集』慶安板本にみる「青蛭」を「カゲロウ」とする混同が、いつ生じたかは確定し難い。ただ、もしそれが比較的早い段階の事であるなら「かげろうふの／いもせのちぎり」は、そのまま歌句を形成する音数ともなり、和歌実作上使い勝手が良かった気もする。しかし、長明本人はもとより、院政期の歌人達の詠作中にも、実作例を見出すことは出来ない。これを以て、幻の歌語に留まつた——とまで言う、言葉が過ぎようか。

## [2]

補足すると、日本における「青蛭」説話は、これで跡を絶つわけではない。室町期の『堪囊鈔』巻十「鳥目事」<sup>(12)</sup>には、銭の異称を「青鳧」また「青蛭」とも書くとした後に、大略『搜神記』に通じる記事がある。漢文の引用ではなく、大意をとつた

日本語文で記され、もちろん虫の母子の話になっている。なお『搦囊鈔』は、あわせて「子母錢」という語を示すが、後世この故事は「子母錢」の言葉と共に記憶されたようで、一般の国語辞書類に立項されているし、川柳の「子母錢をさい布で日々に取りに来る」（柳多留十九）<sup>(15)</sup>という用例も掲げられている。

このように『搜神記』を原拠とする伝承が存続していたとすると、ある程度漢籍に通じた人物にとつて、母子の絆を夫婦間のものに読み換えたり、「青蛭」と「カゲロウ」を混同するような説は、原拠離れた曲解・浮説として無視されてもおかしくはない。そのためか結局、長明が記録した「青蛭」夫婦説は継承者を持たず、浮いた伝承に終始したようである。

以上、『発心集』中の一話に付載された「青蛭」の説話は、実は在俗時の歌人長明のような人物にとつて、必要となる説話だったのでないかと考える。空想・仮定の域を出ていないとの批判は、甘受するほかない。ただ、ここで改めて想起されるのは、長明出家後の著『無名抄』にみる、あの有名な回想の言葉である。

御所の御会につかうまつりしには、ふつと思ひもよらぬことのみ人ごとによまれしかば、このみちははやくそこもなく、きはもなきことになりけりと、をそろしくこそお

ぼえ侍しか。

下鴨社道家での栄達から離れ、歌人としての自己実現を目指した長明は、後鳥羽院歌壇で当代最前衛の歌人達に伍していかなばならなかった。そのために長明もまた、他者が「ふつと思ひもよらぬこと」を詠むことを希求したはずだ。

これも『無名抄』に載る「いしかはやせみのおがは」一件などは、その間の事情を伝えている。「はじめに」でもふれたが、長明は、一代の碩学顕昭さえ思ひも寄らない、「せみの小川」の語を一首に詠み、後日「かも河の異名なり。当社のゑんぎに侍り」と、根拠を示して事情を明かした。この一件が、当該歌新古今入集によって「生死の余執となるばかり」に嬉しい想い出となったのは、早速当の顕昭に追隨歌があったという事実もあわせて、自らの用いた歌ことばを、和歌史に刻み得たと感じたからにほかならない。

院政期歌人長明は、和歌の表現領域を拡張しようとする時代の志向の中で、新たな歌ことばを支える説話を求める一人であった。それは『俊頼髓脳』のような既存の歌学書から得られるものにとどまらず、常に新たなものが模索されたに違いない。出所不明の「青蛭」説話もその一つであり、歌人長明はこのような説話で詩囊を膨らませ、然るべき折りに実作に活かそ

うと期したのではないか。もつとも、この「青蛭」についての知見は、結局和歌実作に活かされることはなかったようだ。だが、出家以前の歌人長明にこそ意味があつた説話は、ほかにもいろいろあつたに違いない。長明出家以前の詠作と説話との関わりについて、もう少し考察を続けよう。

## 諏訪「御神渡り」伝承と和歌

### 〔1〕

築瀬一雄氏の『校註鴨長明全集』を承け、大曾根章介・久保田淳両氏によって二〇〇〇年に『鴨長明全集』が上梓されて以来、長明の遺したものの全体像を、仮託偽書をも含めて、一望のもとにおくことが容易になった。長明の和歌と説話を架橋するための、基礎的研究環境は整つたと言えよう。そこで、出家以前の長明と説話との関わりであるが、例えば、次の『正治後度百首』にみる長明詠などは、いろいろと気になる問題を含んでいる。

詠百首応製和歌

散位従五位下鴨県主長明上

水

すはのとにくめぢの神やかよふらんよぞ氷のはしわたしける

適宜漢字を宛てると「諏訪の渡に久米路の神や通よふらむ夜ぞ氷の橋渡しける」となり、歌意は「諏訪湖の渡に、葛城の神が通うのだろうか、夜の間に氷の橋が渡してあることからすると」となるうか。下句の景観囁目を根拠に、上句でそれをどう見立てるかを、推量の助動詞「らむ」で示す体裁の歌である。なお、本歌は『三百六十番歌合』では、「廿五番」右に採られ、左飛鳥井雅経と番えられている。<sup>16)</sup>

信濃国の諏訪湖が、都人士の歌に詠まれるようになるのは、そう古いことではない。藤原師氏（九一三〜九七〇）が「すはの海の神のみまるを詠めつつけふひねもすにをりくらすかな」（海人手古良集四四）が、比較的早い時期の例だといふ。<sup>17)</sup>ところが、やや時代が降ると、「諏訪」は「氷」とか「氷の橋」といった語と共に、盛んに詠まれるようになる。それら詠者の中には、俊頼・顕昭・清輔・西行・神祇伯頭仲・慈円といった錚々たる歌人が名を連ねるし、賀茂重保・藤原経家・源家長らのように、長明との関わりが注意される人々もいた。

総じて平安末院政期には、歌ことばの範囲の拡張が志向され、万葉集の再発見と共に、地方の土俗や神事へも関心が向けられた。そのことは、例えば『俊頼髓脳』の記述からも明らかで、和泉国蟻通明神・近江国筑摩明神・越中国鵜坂明神等の神

威や奇祭が取り上げられ、一方で陸奥の「けふの細布」とか「錦木」といった言葉が、その由来を説く説話と共に言及されている。「諏訪」もまた、そのような趨勢の中で、都の歌人たちの注目を集めることになったようだ。以下、いくつか実作例をみておこう。

しみこほるすはのとなかのちわたりうちとけられぬよに  
もふるかな  
(俊頼／散木奇歌集一四五二)

すはの海に氷すらしも夜もすがらきそのあさ衣さえ渡るな  
り  
(清輔／久安百首九六〇)

とちそむる氷をいかにいとふらんあぢむらわたるすはの水  
うみ  
(西行／西行法師歌集六六九)

こほりしてちちわたりするすはのうみのいでわづらふはか  
ものうきふね  
(顕昭／千五百番歌合一九四八)

すはのとをとおとせでわたる風かな浪はこほりにたたばこそ  
あらめ  
(慈円／拾玉集三七二〇)

歌人長明も、このような詠作例のある中で、「諏訪の渡」「夜」「氷の橋」を一首に詠んだと考えられる。ただ、より直接的には、次の賀茂重保の歌が参考となったのかも知れない。

今朝よりやすはのとわたる春風に氷のはしのたえはじむら  
ん  
(重保／実国家歌合一七)

これは、嘉応二年(一一七〇)左衛門督藤原実国家で催された歌合での詠作であるから、長明十六歳の頃「諏訪の渡」「氷の橋」は、既に重保によって一首中に詠まれていたわけである。周知のように賀茂重保は、長明にとつて杜家は異なるが広義の同族、『月詣和歌集』の選者である。若き日の長明の詠草を集めた『鴨長明集』は、寿永元年(一一八二)重保勸進の賀茂別雷社奉納百首(いわゆる寿永百首家集)として編まれた。長明にとつて歌道のよき先達であった重保の詠が、長明歌の先蹤となった可能性は高い。付言すると、重保の勸進に応じた人物の中に藤原経家がいた。この経家もまた、『三百六十番歌合』に諏訪を詠んだ歌が採られている。

くまもなきおのがひかりをこほりにてすはのとわたる秋の  
よの月  
(経家／三百六十番歌合正治二年三五七)

さて、右掲出の諸例を通覧すると、全ての歌に「渡る」と「氷」の語があることが確認される。俊頼詠に「凍み氷る諏訪の渡中の徒歩渡り」とあり、顕昭詠に「氷して徒歩渡りする」とあるように、「諏訪の海」「諏訪の渡」は、冬期結氷した湖上を人々が往来するといった事実が着目され、和歌に詠まれることが多かったようだ。

それでは、「氷の橋」という表現は、具体的にどのような景



観を含蓄するものだったのか。ここで想起されるのは、現代においてもお何年かに一度は確認される、いわゆる「御神渡り（おみわたり）」現象である。次に、現代の理解を示す例として、『日本大百科全書（ニッポニカ）』の解説<sup>18</sup>を掲げる。

おわたり（御渡）ともいう。長野県諏訪湖に伝わる伝承。冬季、湖面が全面氷結したあと、寒気のため収縮すると、割れ目を生ずる。そこに下の水が上ってきて結氷するが、朝になって気温が上昇すると氷が膨張し、両側からこの割れ目を圧縮して、その部分の水を持ち上げる。この盛り上がった一大亀裂に沿って、諏訪大社の祭神が上社から下社に渡って行かれたと考え、御神渡りと呼ばれたのである。またその亀裂の形から吉凶を占うようなことも行われた。諏訪湖の御神渡りの起日の記録はおよそ五〇〇年にわたって保存されており、気候変動の資料として世界的にも有名である。〔根本順吉〕

なるほど、この自然現象を都で仄聞した歌人達が、「水の橋」を構想したと考えるとわかりやすい。実際『袖中抄』<sup>19</sup>の「宇治ノハシヒメ」の条にも、次のような説が載る。

「信濃ノスハノ明神ノ、一宮ト申スヲムナ神ノモトヘ、シハスノ晦夜カヨヒ給チカヒトテコソハスハノ海ハ氷テ、旅人

モカチワタリシ侍ルナレ。ツゴモリノ夜、神ワタリ給フシルシ氷ノ上ニミヘテ、春タツ朝ニ氷トクト云ヘリ。

もとよりこの顕昭の言説が、どれほど現地の実情を正しく伝えるものかは、保証の限りではない。そもそも自然現象としての「御神渡り」は、様々な気象条件に左右されるため、師走の晦日に起こるとは限らない。それでも、先の重保詠は「（立春の）今朝よりは、春風が諏訪の渡をわたるので、氷の橋も途絶え始めるだろう」としていた。顕昭の伝える説が、重保に共有されていた可能性は高い。確かに、大晦日に「神ワタリ給フシルシ」が現れ、立春の日に「氷トク」というのは、現地の実際とはかけ離れたものであったかも知れない。しかし、遠く離れた都の地で和歌に詠む側からすると、正確に曆を反映した神威の現れは、歌材としてまことに都合が良かっただろう。

とは言え『袖中抄』の記す内容が、当時の歌壇で既に共通理解となっていたかは、疑問が残る。例えば、前掲重保詠については「実国家歌合」九番左の歌であるので、以下のような清輔の判詞も遺されている。

左歌、橋とはかれよりこれにわたる物をぞいふべきに、ひたちちこほれらんをばいひがたくや。また、こほりの橋もさだめたることのやうにきこゆ、と人々申さる。ある事と

きこゆ。右（『政平歌、略』）、心えぬ事なしとて勝ちぬ。

要するに清輔は、湖全体がすっかり氷っているのを「橋」とは言い難いのではないかと難じているのである。結果、右方の政平歌が勝ちとなったようで、この判詞からみても、清輔やその周辺において、「御神渡り」現象が、正しく認識されていたとは言えそうにない。

付言すると、長明出家後の動静を日記に記した源家長も、「洞院摂政家百首」に次の歌を詠んでいる。

駒なべてすはのとわたる旅人の氷のはしのおとのさやけさ  
この歌の場合、騎馬の旅人が渡るといっているのであるから、「氷の橋」は湖全体の結氷を思い描いてものだろう。長明没後の詠ではあるが、清輔判詞にあった批難に拘らない「氷の橋」の詠まれ方も、なされていたのである。

ところで、重保詠や家長詠にみられる「氷の橋」という表現を、『国歌大観』で検索すると全部で十例、重出分を除いて七首が確認されるが、そのすべてが諏訪に関して詠まれたものである。七首中には、細川幽齋一首・契沖二首・木下幸文一首と、時代が降る例が含まれる。よって、長明歌考察に有効な事例は三首となるが、そのうち重保と家長の歌を除くと、次の一首が残る。

すはの海の氷のはしはちはやぶる神のわたりてとくるなり  
けり  
（歌枕名寄六七二二）

この歌には作者名表記がないが、「堀百」の集付がある。そこで『堀河百首』をみると、神祇伯頭仲の次の和歌が確認される。

すはの海の水の上のかよひちは神のわたりてとくるなりけり  
（頭仲／堀河百首九九八）

第二・三句に小異があるが、この異同については注意を要する。神が渡るのは、果たして「氷の橋」か「氷の上」か。もし「橋」であるならば、頭仲歌は「御神渡り」現象の実態を知った上での詠作のように思える。しかし結論から言うと、頭仲歌の原姿は「氷の上」であったようだ。何故なら、この頭仲歌と上三句が共通する歌が、「中宮権大夫」藤原家房によって『六百番歌合』に詠まれ、次のように批難されているからである。

すはのうみのこほりのうへのかよひちはけさ吹く風に跡たえにけり  
（家房／六百番歌合二八）

右方申云、左歌、結句よわし、左方申云、右歌、堀院百首頭仲卿歌に、すはのうみのこほりのうへのかよひちは神のわたりてとくるなりけり、上三句無

相違之上、所詠之意趣又同（以下略）

この判詞に記された左方の批難は、今回の家房の詠が顕仲歌と「上三句無相違之」かつたと証言する。これに従うと、顕仲歌の第二句は、やはり「氷の上」が原姿だったようだ。

それでも右顕仲詠が、結氷した諏訪湖の上に、神の通う路を幻視したことは注目に値する。長明歌以前に、結氷した諏訪湖の上を渡るのを「神」とし、しかもそれを「通ひ路」と明記するのは、管見の限りこの一首のみである。賀茂重保歌と共に、この顕仲歌の先例が、長明に詠歌上の示唆を与えたことは、十分に考えられよう。

## 〔2〕

それでは、結氷した湖上を、あるいは湖面に隆起した氷塊をたどって、何という神がどこへ通うというのか。『袖中抄』は「スハノ明神ノ、一宮ト申スヲムナ神ノモトヘ」通うとの理解を示していた。また、川村晃生氏も顕仲歌にふれて、「御神渡り」は「諏訪大社の上社の男神が下社の女神のもとに赴く渡りの跡と考えられた」とされる。<sup>(23)</sup>ともに、男神が女神のもとへ通うとの理解であり、これは現代通行の観念でもあつて、諏訪大社監修『お諏訪さま』<sup>(24)</sup>にも、次のような説明がある

現在、諏訪大社の主祭神は『古事記』に登場する建御名

方神と、その妃神とされる八坂刀売神（『古事記』には出ない）である。

一般には、諏訪大社上社の祭神が建御名方神で、下社は八坂刀売神と考えられている。そして上社の建御名方神が年に一度、諏訪湖を渡って妃神に通われるのが有名な「お神渡」と信ぜられているのである。

「現在」「一般には」という言葉遣いからも窺われるように、諏訪社の祭神の原初の姿は自明のものではない。『古事記』の伝える国譲り神話にみる、大国主神の子神建御名方が、建御雷に圧伏され諏訪の地に遁走、命乞いと共に他処へ出ないと誓って鎮座したとの伝承は、中央王権の意向を反映した、恣意的な改変があつたと推測されてもいる。ここで諏訪神の原義を論じる準備はないが、神社の男神（建御名方）が下社の女神（八坂刀売）に通うという説は、相対化して受け止めておく必要があるだろう。

中でも、諏訪信仰の古層に蛇神信仰をみる考えは、注意を要する。例えば、徳田和夫氏の紹介される、諏訪社発行の冊子『諏訪大社』掲載「諏訪の七不思議」には、次のような記述がみえる。<sup>(25)</sup>

厳寒、諏訪湖が全面に結氷して数日後の夜更けに、雷鳴

のとどろきのような音と共に、上社の浜から下社の湖岸にかけて大きな亀裂が生じ、更に高さ一米余にも盛り上がって、あたかも大蛇がぐねぐねと這つたようになります。これが御神渡で、上社の男神が下社の女神の許に通われた道筋だと伝えられ、この現象ができる、一般の人々も湖上にできることが許されます。この道筋の方向や形からその年の吉凶が占われていますが、ほぼ同じ方向に、しかも毎年この現象が起ることが不思議となり、御祭神の渡御と信じられて、七不思議の第一に挙げられています。

「上社の男神が下社の女神の許に通う」とする点は、今までにみた通行の説と一致する。注意すべきは傍線を付した箇所ので、この比喩は「御神渡り」現象を蛇体と結び付ける観念があつたことを想像させる。実際「御神渡り」現象をとらえた写真を見ると、水上の隆起は直線状を成すのではなく、大きく左右に蛇行しながら進んでいる。<sup>(26)</sup>今日に続く諏訪大社の祭祀が固まる以前、この自然現象に接した地域の人々が、大いなる蛇神の這行の跡を観念したとしても不思議はない。

このように考えると、「御神渡り」伝承の古層に、蛇神が人間の女のもとに通うという、三輪山型神婚譚が潜む可能性は高い。室町期の「諏訪の本地」を語るテキスト群が、地底他界を

遍歴して帰還した甲賀三郎を、蛇体に化身していたとすることも合わせて、文書に残らない諏訪在地の信仰への興味は尽きないが、今これ以上のことを論じる用意はない。押さえておきたいのは、諏訪の地に固有の「御神渡り」現象が、そのまま神の威の現れと観念された以上、その不思議を現出した主体こそが諏訪の神なのであり、他の神が入り込む余地はないという点だ。それが『古事記』に名がみえ、社家が上社の祭神と仰ぐ「建御名方」という名を持つ人格神なのか、あるいは「諏訪の神」と漠然と呼ばれる蛇体神なのか、そのどちららであるにしても。

### [3]

ここで、長明の和歌そのものの読解に戻ろう。長明は「夜ぞ水の橋渡しける」と詠む。夜のうちに水の橋が架橋されていたというのだから、「ツゴモリノ夜」とは言わないものの、『袖中抄』の「夜、神ワタリ給フシルシ氷ノ上ニミヘテ」との説に合うものがある。そもそも「御神渡り」現象は、諏訪湖が全面的に氷結した後、さらに、ことさら気温が低下する明け方、放射冷却を受けて現出するとされる。強烈に冷え込む朝、湖上の氷の上を走る隆起が一夜のうちに出現しているのを発見した際の驚きが、神威の現れを幻視させたと考えて誤るまい。「夜」を

強調する長明歌は、その間の事情とよく合致している。

どうやら長明は、遠い信濃国諏訪の「御神渡り」現象について、多少は具体的な理解を持ち合わせていたようだ。それは、これまでにみた和歌の用例、中でも重保歌とそれを難じた清輔の判詞などと比べても、そう言えそうである。思えば、諏訪湖の氷上に神が渡ることを詠んだ二人が、神祇伯頭仲と鴨社氏人長明であつたことも興味を惹く。神祇祭祀に関わる人物が、諏訪の「御神渡り」を歌に詠むのは、似つかわしい気がしないでもない。しかし、問題はこれからで、長明は諏訪湖の氷の橋を「久米路の神」が通つたのだからと詠む。これは『袖中抄』の説とは乖離するし、諏訪在地の「御神渡り」伝承とも、かけ離れたものであることは言うまでもない。

「久米路の神」という表現に、それほど古い詠作例はない。「久米路の橋」ならば、早く『後撰集』に「葛木や久米地の橋にあらばこそ思ふ心を中空にせめ」(恋三・七七四)とか、「葛木や久米路に渡す岩橋の中々にても帰ぬる哉」「中絶えて来る人もなき葛城の久米路の橋は今も危し」(恋五・九八五・九八六)といった贈答歌に使用例がある。もちろん、ここに踏まえられている説話は——上古、役行者が葛城と吉野金峯山の間に架橋を志し、在地の神を駆使したが、醜貌を恥じる葛城一

言主神が夜間のみの活動を願い出、怒った役行者に呪縛され、結局橋は完成しなかった、というものである。話の概要は、『俊頼髓脳』にも「岩ばしの夜のちぎりも絶えぬべしあくるわびしきかづらぎの神」という歌に付して掲げられており、院政期歌人達にも周知のものであつた。

それに対し「久米路の神」は、長明と同時代に生成した歌ことばとみて良いようだ。その表徴となるのが、次の小侍従の作である。

月前遠情

いとふらむくめちの神のけしきまで思ひやらるる夜はの月  
かな  
(小侍従集六三)

この歌は、それなりに注目されたようで、小侍従存生時既に『歌仙落書』に、代表作五首中の一首として掲げられるし、後に『玄玉和歌集』にも採られている。勅撰集入集は遅れて『新拾遺集』にまで降るが、さらに『題林愚抄』も本歌を採る。

この一首以外の用例としては、小侍従最晩年頃の「千五百番歌合」で、野宮左大臣公継が「はれくもりさだめなき夜の月かげにくめちの神のこころいかにぞ」(一五〇六／七百五十四番左)と詠んでいる。また、藤原光経にも「かづらきのくめちの神やいとふらんやなぎのいとよるの月かげ」(光経集一八四)

の作があるが、これは小侍従没後に小侍従歌を本歌とした作とみて良いだろう。

一句のうちに「久米路の神」を詠み込む例は、これで全てとなる。この事実からすると、「久米路の神」は小侍従の発明にかかる歌ことばで、その影響下にある詠作例も、かなり短期間に限られるようだ。小侍従の没年は明証を欠くが、長明が「すはのとにくめぢの神や」と詠んだ「正治後度百首」も、やはり小侍従の最晩年に当たる。野宮左大臣公継歌の場合と同様、長明の詠作も、小侍従歌の直接的影響下にあったとみて良いだろう。

先にもふれたように、長明は『無名抄』の中で「御所の御会」について、「このみちははやくそこもなく、きはもなきことになりけりと、をそろしくこそおぼえ侍しか」と回顧している。歌林苑の小世界から後鳥羽院歌壇へ進出した長明は、当代歌壇の先鋭に触れ、緊張と畏怖を覚えたようだが、「正治後度百首」は、そんな地下歌人長明にとって、まさに鼎の軽重を問われるものであった。その晴儀において、「氷」題に應える和歌を構想する際、長明が自らの詩囊から取り出したのが、諏訪湖に架かる「氷の橋」は神の通い路だとする、遠い信濃国在地の神の伝承であった。同時に、賀茂重保や神祇伯頭仲の詠作

例も、当然意識されただろう。

その上さらに、他者が「ふつと思ひもよらぬこと」を詠もうと、もう一工夫が凝らされた。それが、一夜忽然と氷上に橋が現出する諏訪の神秘を、夜間の架橋を許されず呪縛された葛城の神に繋ぐことであった。その際、身近な先達小侍従の用いた「久米路の神」という歌ことばの存在が、一首の結構に力となった。こうして長明は、複数の説話伝承、複数の先行歌を踏まえつつ「夜間に橋が架けられていたって?…それは葛城の神が通って来たからじゃないの」と訝しみ、洒落てみせたわけである。

この長明歌を、言葉の機知を重んじ、趣向を立てておぼめかす歌として評価することは出来る。しかし、ここで都の歌人長明が立てた趣向は、諏訪の在地の信仰に対して、まことに身勝手な冒瀆的なものと言えよう。繰り返すが、厳冬期に氷結した湖が一夜突然隆起する現象は、神の实在・顕現を示す証しであったはずだ。時にそれは、諏訪湖を含む地を領く大いなる神が、聖婚に通った跡とも觀念された。そんな在地の切実な伝承を、詠歌を第一に考える歌人長明は、やすやすと黙殺し、外部の神の来訪の跡だろうかなどと、言つてのけたのであった。

もちろん、ここに言う「通う」は、単に諏訪の地を訪問した

というのではない。男神が女神のもとへ、婚姻に訪れることを含意する。人間の通い婚と等しく、神もまた妻のもとへ通うという発想は、当時特に奇異な発想ではなかった。『袖中抄』は、「チハヤブルウヂノハシヒメナレヲシヅカナシトハヲモフトシノヘヌレバ」歌に注して、「宇治ハシヒメトハ姫大明神トテ宇治ノ橋下ニヲハスル神ヲ申ニヤ 其神ノ許へ離宮ト申神ノ毎夜々カヨヒ給トテ：」詠まれた歌だと記す。続けて、「隆縁ト申侍ベリシ僧」は「吉住ノ明神ノ宇治ノハシ姫ヲ妻トシテカヨヒ給シ間ノ歌也ト申キ」と、異説の存在にも言及している。橋姫に通う神が何者かについては、住吉明神とする説もあつたようだ。

なお『俊頼髓脳』は、伝承歌「恋しくはとぶらひきませちはやふる三輪の山もとすぎたてるかど」を「三輪の明神の御歌」とし、「これは、三輪の明神の、住吉の明神に、たてまつり給へる歌とぞ、いひ伝へたる」と解説する。このような解釈をとる場合、男（住吉明神）の来訪を待つ歌を詠む三輪明神は、自ずと女神ということになる。

これら神の通い婚説を知る長明が、架橋という共通点（水米の橋と久米路の橋）に着目し、葛城の神を諏訪へ通わせたとしても、さほどの無理も不思議もない。問題は、通う側の葛城神

が男神となる以上、訪問を受ける諏訪の神は、自ずと女神にならざるを得ないという点である。この事態は、三輪明神の場合とも共通する。田中貴子氏は『日本（聖女）論序説』第四章「女神考」の中で、「住吉明神との関係から三輪明神が「待つ女神」へと転換した」ことを、能「三輪」との展望の上で包括的に論じられている。諏訪の神の場合は、三輪明神ほど大きな問題に発展するわけではないが、長明の歌による限り、葛城神との関係から諏訪神もまた「待つ女神」へと転換を強いられるのであつた。

なお田中貴子氏は、前掲書で葛城の神について——「三輪」とよく似た例として能の「葛城」がある。これも世阿弥作と伝えられる曲だが、後シテの葛城神が、能以前にあつた伝承と異なる女神姿に「性転換」しているのだ」と述べられる。また「葛城神もジェンダーの揺れをもつという点で天照大神や三輪神とおなじなのである」とも指摘される。委細は、周到な氏の論著に委ねるが、和歌の詠まれ方次第で、神々のジェンダーが揺れる場合があつたことに注意したい。長明歌の場合、通う葛城神は被害を受けないが、諏訪神の方は「性転換」さえ強いられるのである。

もとより長明は、自詠から派生する問題について、そこまで

深く考えてはいなかっただろう。しかし、そのこと自体が、歌人長明の説話に対する、よく言えばとらわれない自由さ、わるく言えば無責任さを示すものでもあった。これは、例の「せみのおがは」一件とは、まことに対照的な態度と言える。長明は自家の奉祭する神については、始祖神賀茂建角身命の巡幸を説く縁起の正統な言説から「せみのおがは」を引き出し、歌ことばとして歌界に提示した。ところが、この歌については、何の拠りどころもないまま、葛城神と諏訪神を勝手に通婚させてしまっているのである。

ここに、中央の歌人と地方の信仰・神話との疎隔をみるのは容易い。本来「御神渡り」は、諏訪神の實在と神威を、現地の人々にまざまざと見せ付ける厳肅な事実として、信仰を共有する人々の間で共有され、伝承されてきたと考えられる。ところが、それがひとたび都から来訪した人々（例えば国司やその一行ら）の手によって、都へ運ばれると、その驚嘆すべき出来事は伝え得ても、それと共にある心意までは伝えられなかった。本当は、そこまで伝え得てこそ、地方起源の説話は都の文化に揺さぶりをかけるものとなっただけはずだ。ところが、結局「御神渡り」伝承は、都の歌人が「水」題に即して見立て・趣向を立てる素材として、和歌の中に消費されるに留まっている。そ

して、この長明歌を享受する後鳥羽院歌壇に連なる人々も、信濃国に行ったこともなければ、諏訪信仰に格別の敬意を払うようなこともない歌人達であったのだ。

ただ幸いにも（？）、この長明歌は勅撰集に入集することもなく、私撰集の類にも採られていない。諏訪関係歌を一定数類集する『夫木和歌抄』も『歌枕名寄』も、本歌にふれることはなかった。また、葛城の神が諏訪の女神に通うという趣向が、影響作を生み出した形跡もない。一方、長明歌の趣向に対して非を唱える判詞や、葛城と諏訪の神の関係を考証するような歌論も知られていない。当代精鋭の歌人達に伍そうと期して、長明が『正治後度百首』に詠んだ歌は、その見立て・趣向と共に、院政期歌界の中で消費されて終わったのであった。

### おわりに

以上、本稿では、出家以前の歌人長明と説話との関わりについて、断片的な説話一条と一首の和歌に即して、愚案をめぐらせてみた。確実な論拠に乏しい主観的な推論との批判は、甘んじて受けるしかない。ただ私の中には、後鳥羽院歌壇から離脱し出家・遁世した長明は、歌人としての自己を捨てることによって、晩年すぐれた説話記録者となり得たとの思いがある。



源家長が「まかりいづることもなく、よるひる奉公をこたらず」と書いた、長明の歌人としての生真面目な精進は、後鳥羽院歌壇に集う精鋭達の中で、自らもすぐれた歌を詠んで認められることに向けられていた。そんな長明が知り得た説話は、自ずと階層化され、詠歌上有効な知識となるものが第一義となったのだろう。「青蛭」なる虫をめぐる話も、諏訪の「御神渡り」伝承も、作歌上に有効かどうかで判断され、その正統な伝承が如何なるものかまでは追及されることはなかった。極言すると院政期歌人としての長明は、人の思いも寄らない着想の歌が詠めればいいので、説話はそれを支えるためのものであり、それ以上でも以下でもなかったのだ。もし、河合社禰宜任命問題を機に後鳥羽院歌壇から離脱しなければ、長明は、院近習の勅撰歌人として生涯を終え、説話の記録者としての資質を開示することもなかっただろう。

説話というものは、本質的に他者を知るツールであり、新しい世界に目を開く契機となるものだと考える。後鳥羽院の君臨する王法の世界に背を向け、大寺院の構成する仏法の世界とも距離をとり、遁世者の途を選択した長明にとって、説話というツールは俄然重みを増したに違いない。死を身近に感じ方丈の庵に暮らす長明の、心境や境地を伝える和歌は遺されていな

い。長明にとって、歌との別れがあつてこそ、説話と真摯に向き合う晩年があつたと思うが、如何であろうか。

(注)

※本論に引用した鴨長明の和歌および散文『発心集』『無名抄』は、大曾根章介・久保田淳編『鴨長明全集』(貴重本刊行会／二〇〇〇年)に依る。ただし、一部で表記に私意を加えた箇所がある。その他、論中引用の和歌・詞書・判詞の類は、特に記さない限り『新編国歌大観』CD-ROM版の本文を用いた。

(1) 長明の言う「当社の縁起」は伝わらないが、「山城国風土記逸文」の「賀茂社」条(今井似閑探採)が、その内容に相当すると考えられる。岩波日本古典文学全集『風土記』四一四頁参照。

(2) 後掲『搜神記』の記事に、大きさは「蟬」に似ているとか、形は「蠶種」の如しなどあり、日本在来種のカゲロウとはかなり異なる虫らしい。

(3) 後掲『壺囊鈔』卷十「鳥目事」は、銭の異称を「青鳧」また「青蛭」とも書くとするが、「青鳧」を銭の意とする用例は『三教指帰』にもある(角川古語大辞典「せいふ」項参照)。

(4) 『搜神記』本文は、『搜神記輯校(音) 干寶撰 李劍國輯校』(中國古典文學基本叢書／北京中華書局／二〇一九年)のものを掲げた。

(5) 『俊頼髓脳』本文は、『冷泉家時雨亭叢書 俊頼髓脳』(朝日新聞社／二〇〇八年)所載のものを、私に翻字して掲げた。ただし、一部漢字を宛て句読点を施すなど、表記に私意を加えた。

(6) 俊頼は、「越中国」「鶉坂の明神」について歌材となり得る土俗の説話を掲げながら、「古き歌の見えねば、俊頼が歌をしぼり書きてさふらふ也」などと自詠を例歌に掲げる場合がある。この三首についても、俊頼の創作の手が加わっている可能性がなくてはならない。

(7) 『奥義抄』本文は、『日本歌学大系』第一卷（風間書房／一九五七年）に依る。

(8) 新編日本古典文学全集『歌論集』（小学館／二〇〇二年）所載『俊頼髓脳』の頭注より引用。

(9) 注（8）『歌論集』頭注に指摘がある。

(10) 鈴木徳男『俊頼髓脳の研究』（思文閣出版／二〇〇六年）四頁ほか参照。

(11) 『和歌大辞典』（明治書院／一九八六年）「虫」の項（滝沢貞夫）参照。

(12) 『俊頼髓脳』は「きさきといなごといへる虫は、ものねたみせぬものと文に申たれば」云々と、イナゴにも関心を示している。「時しもあれ…」「いかでかは…」の贈答歌の条。

(13) 『無名抄』に「或人云、俊頼の髓脳に、定頼中納言、公任大納言に、式部・赤染とが劣りまさりを問はる…」という、よく知られた記事がある。

(14) 『壺囊鈔』については、濱田敦・佐竹昭広共編『塵添壺囊鈔・壺囊鈔』（臨川書店／一九六八年）を参照した。

(15) 岩波『日本国語大辞典』（一九七四年）「子母銭」の項に依る。

(16) 「三百六十番歌合」第四冬部 廿五番

左 雅経

秋のいろをはらひはてゝやひさかたの 月のかつらにこがらしの風

右 鴨長明

すはのどにくめぢのかみやかよふらむ よるぞこほりのはしわたしける

(17) 久保田淳・馬場あき子編『歌ことは歌枕大辞典』（角川書院／一九九九年）「諏訪の海」の項（久保田淳）参照。

(18) インターネット百科事典「コトバンク」「御神渡り」掲載分より引用。

(19) 『袖中抄』本文は、橋本不美男・後藤祥子『袖中抄の校本と研究』（笠間書院／一九八五年）に依る。

(20) 本文中の「ひたちち」は「ひたみち（直道）」に「と同義である」と考え、すっかり・まったくの意で解した、また後半は、諏訪に氷の橋を詠むのは、典型的に過ぎると言うか。

(21) 「洞院撰政治家百首」は、寛喜二年（一一三〇）の九月以降百首にまとめられ、完成はほぼ貞永元年（一一三二）四月であったという。前掲『和歌大辞典』「洞院撰政治家百首」の項（安井久善）参照。

(22) 長明歌の「夜ぞ氷の／橋渡しける」のように、句またぎで「氷の橋」が詠まれる例は、今のところ未検出。

(23) 川村晃生「失われゆく景観（10）諏訪湖―御神渡（おみわたりの）消えた「明けの海」」（新編日本古典文学全集（月報）／二〇〇〇年）

(24) 諏訪大社監修、鈴鹿千代乃・西沢形一編『お諏訪さま』（勉誠出版／二〇〇四年）。

(25) 徳田和夫「二七不思議」の中世伝承―巷説、そして諏訪と天王寺」（福田晃編『諏訪信仰の中世 神話・伝承・歴史』三弥

- 井書店／二〇一五年所収)。
- (26) 前掲注(23) 月報にも、小さいがはっきりと蛇行がわかる写真が載る。
- (27) 片桐洋一校注『後撰和歌集』(岩波書店／一九九〇年)に依る。
- (28) 『拾遺和歌集』雑賀一二〇一番歌、詞書「大納言朝光下臈に侍ける時、女のもとに忍びてまかりて、あか月に帰らじと言ひければ」、作者「春宮女藏人左近」。
- (29) 田中貴子『日本(聖女)論序説 齋宮・女神・中将姫』(講談社学術文庫／二〇一〇年)。

(たなか むねひろ・本学教授)